

■所得控除一覧

控除の種類	説明		控除額	
基礎控除	年齢・所得要件問わず、納税義務者本人が受けられる控除		33万円	
扶養控除	合計所得金額が38万円以下の親族を扶養している場合に受けられる控除			
	特定	扶養親族の生年月日が平成7年1月2日～平成11年1月1日の方	45万円	
	老人	扶養親族の生年月日が昭和23年1月1日以前の方	38万円	
	同居老人	扶養親族の生年月日が昭和23年1月1日以前で納税義務者本人又は配偶者と同居している親等（直系尊属）の方	45万円	
普通	扶養親族の生年月日が平成11年1月2日～平成14年1月1日及び昭和23年1月2日～平成7年1月1日の方	33万円		
※障害者控除	納税義務者本人、又はその控除対象配偶者・扶養親族が、障害者手帳の交付・療育手帳の交付・重度介護の認定のいずれかを受けている場合に受けられる控除			
	本人	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、又は療育手帳A判定に該当する場合	特別	30万円
		上記認定以外の場合	普通	26万円
	扶養者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、又は療育手帳A判定に該当する場合	特別	30万円
上記認定を受けていて、かつその控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者本人、又は納税義務者本人と生計を一にする親族と同居している場合		同居特別	53万円	
上記認定以外の場合	普通	26万円		
※寡婦控除	夫と死別、又は離婚した場合に以下の条件を満たすと受けられる控除			
	一般	①夫と死別し、合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別、又は離婚し扶養親族がいる場合 ③夫と死別、又は離婚し、合計所得金額が500万超で扶養親族の子がいる場合	26万円	
特別	夫と死別、又は離婚し合計所得金額が500万円以下で扶養親族の子がいる場合	30万円		
※寡夫控除	妻と死別、又は離婚し合計所得金額が500万円以下で扶養親族の子がいる場合に受けられる控除		26万円	
勤労学生控除	納税義務者本人が以下の条件を満たす場合に受けられる控除 ①特定の学校の学生・生徒 ②合計所得金額65万円以下 ③勤労によらない所得10万円以下		26万円	

※ここで述べている扶養親族とは、扶養控除の対象となる人（合計所得金額が38万円以下）のことを言います。
 ・平成24年度より16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。但し16歳未満の人が障害者の場合は、障害者控除は受けられます。また寡婦、寡夫控除の扶養親族には引き続き含まれます。
 ・特定扶養親族の範囲について、平成23年度以前は16歳以上23歳未満でしたが、平成24年度以降は19歳以上23歳未満と変更になりました。

■所得控除一覧

控除の種類	説明	配偶者の合計所得金額	控除額	
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	～380,000円	普通	33万円
	上記の要件かつ配偶者の生年月日が昭和23年1月1日以前の場合		老人	38万円
配偶者特別控除	納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	380,001円～449,999円	33万円	
		450,000円～499,999円	31万円	
		500,000円～549,999円	26万円	
		550,000円～599,999円	21万円	
		600,000円～649,999円	16万円	
		650,000円～699,999円	11万円	
		700,000円～749,999円	6万円	
		750,000円～759,999円	3万円	
		760,000円～	0万円	

■所得控除一覧

控除の種類	説明	控除額	
		支払保険金額	
生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等（旧契約） ○ 旧生命保険料 ○ 旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払金額
		15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
		40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
		70,001円 ～	一律 35,000円（限度額）
	平成24年1月1日以後に締結した 保険契約等（新契約） ○ 新生命保険料 ○ 新個人年金保険料 ○ 介護医療保険料	～ 12,000円	支払金額
		12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
		32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
		56,001円 ～	一律 28,000円（限度額）
	旧契約及び新契約の双方について 保険料控除を受ける場合	旧契約のみ	35,000円（限度額）
		新契約のみ	28,000円（限度額）
旧契約と新契約それぞれ で計算した控除額の合計		28,000円（限度額）	
※旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円 までの範囲内において、旧契約の限度額が適用限度額			
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	～ 50,000円	支払金額×1/2
		50,000円 ～	一律 25,000円（限度額）
	旧長期損害保険料（平成18年12月 31日までに締結）を支払った場合	～ 5,000円	支払金額
		5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円 ～	一律 10,000円（限度額）		
雑損控除	災害等により本人や一定の親族が 所有する資産に損失等が生じた場合	次のいずれか多い金額 ①（損失金額-保険金などで補てんされた金額） -（総所得金額等）×10% ②災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除	本人又は本人と同一生計の配偶者 その他の親族の医療費を一定の金 額を超えて支払った場合	（支払金額-保険などから補てんされた額）- ①総所得金額等の5% } ①②のいずれか少ない額 ②10万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">控除限度額 200万円</div>	
社会保険料控除	国民健康保険税や健康保険、後期 高齢者医療保険、介護保険、国民 年金等の保険料を支払った場合	支払金額	
小規模企業共済 等掛金控除	小規模共済掛金等を支払った場合	支払金額	